

横浜市防災計画の修正について

横浜市防災計画は「都市災害対策編」、「風水害等対策編」及び「震災対策編」の3編で構成されており、毎年必要に応じて見直しを行っています。今年度の主な修正内容は、以下のとおりです。

1 防災計画の主な修正内容

(1) 外国人への防災対策

外国人に対する防災・減災対策を強化するため、次のとおり内容を修正します。

- ① 外国人向けに、多言語防災リーフレットなどの防災啓発冊子の作成・配布や、外国語による防災啓発等をホームページに掲載するなど、防災意識の高揚
- ② ローマ字、英文併記を原則に、多言語での標識の整備や防災掲示板等の整備推進
- ③ 訪日外国人向けに、国土交通省観光庁が作成した「Safety tips」等の地震、津波、気象など正確な防災情報が収集できるアプリケーションの普及
- ④ 発災時、訪日外国人向けの、観光案内所等における情報提供、横浜観光情報公式サイトや SNS による情報発信及び観光関連事業者等が案内、避難誘導、防災情報を提供できるツールの普及

(2) 性的少数者への配慮

「横浜市人権施策基本指針」に基づき、災害対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行われなければならないことから、様々な性のあり方の中で少数の立場にある性的少数者への配慮の必要性について、新たに記載します。

(3) 災害救助法に基づく救助実施市の指定

本年4月1日に、本市が災害救助法に基づく救助実施市に指定されたことに伴い、次のとおり内容を修正します。

- ① 法適用時における避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の救助事務は、本市が自らの権限により実施
- ② 法適用時における救助費用は、本市が自らの財源負担により支弁（国庫負担あり）
- ③ 法の適用及び特別基準の設定は、市長が決定。それらに係る国への情報提供及び協議についても、県を経由せず、本市が直接実施
- ④ 救援物資や輸送手段等の資源のうち広域的な調整を要するものについては、県資源配分計画に基づき、県を通じて、救助実施市、国及び協定団体等との連絡調整の下で実施

(4) 地下施設の水害対策

近年頻発する大規模水害を踏まえ、地下施設の形態に応じた安全対策を強化するため、地下施設を「地下街、地下鉄及びこれらに接続する施設」と「地下街等と接続しない単独施設」の二つの施設形態に定義し、対策について修正します。

① 水防法に基づく地下施設

水防法に基づく避難確保計画の作成・報告及び訓練について、より実効性を担保するため、危機管理室によるきめ細やかな支援の実施

【対象施設】

地下街、地階に駅舎を有するもの、大規模地下道・地下コンコース、これらに接続している施設等（建設予定及び建築中である場合を含む）

② 地下街等と接続しない単独の地下施設

浸水想定区域に関わらず、不特定多数の方が利用する施設に、避難確保計画の作成及び訓練に努める旨を本市独自の規定として新たに記載

2 市民意見募集の実施について

募集期間	令和元年 10 月 1 日(火)～11 月 2 日(金)	
実施結果	意見数 80 件	
主な意見 (要旨)	外国人への 防災対策	・多言語対応や、やさしい日本語での対応を更に推進してほしい。 ・防災・減災情報の広報、収集・提供について、公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）や国際交流ラウンジが相互協力する体制を明示してほしい。
	性的少数者 への配慮	・性的少数者について横浜市人権施策基本指針に基づき配慮していくことを記載してほしい。
	地下施設の 水害対策	・単独ビルや接続ビルなど管理による違いに応じて実効性を担保した対策を推進してほしい。

3 今後のスケジュール

令和 2 年 1 月	横浜市防災会議で修正案を審議
4 月	新計画運用開始（予定）